

統合幕僚学校組織規則（昭和36年総理府令第40号）第7条の規定に基づき、統合幕僚学校の内部組織に関する訓令を次のように定める。

昭和37年10月12日

防衛庁長官 志 賀 健 次 郎

統合幕僚学校の内部組織に関する訓令

改正 昭和57年4月6日庁訓第15号
昭和59年4月11日庁訓第22号
昭和60年4月6日庁訓第22号
昭和62年5月21日庁訓第20号
昭和63年4月8日庁訓第18号
平成11年3月31日庁訓第31号
平成13年3月30日庁訓第41号
平成18年3月27日庁訓第40号
平成21年3月27日省訓第22号
平成22年3月25日省訓第8号
平成22年4月1日省訓第15号
平成23年3月28日省訓第8号
平成24年7月27日省訓第28号
平成27年3月24日省訓第3号
平成27年4月10日省訓第20号

（総務課）

第1条 総務課に、総務班を置く。

（総務班）

第2条 総務班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）機密に関すること。
- （2）統合幕僚学校（以下「学校」という。）の公印の保管に関すること。
- （3）公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- （4）職員及び学生（学校において教育訓練を受ける者をいう。以下同じ。）の人事及び給与に関すること。
- （5）職員及び学生の福利厚生及び保健衛生に関すること。
- （6）儀式及び広報に関すること（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）。)
- （7）経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）。)
- （8）行政財産及び物品の取得及び管理に関すること（国際平和協力センターの所

掌に属するものを除く。)

- (9) 記録及び統計に関すること（教育課及び国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。)
- (10) 教育訓練及び調査研究に関する資料の収集、整理及び保管に関すること（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。)
- (11) 図書の整備及び保管に関すること。
- (12) 印刷及び製本に関すること。
- (13) 情報保証に関すること。

（教育課）

第3条 教育課に、次の2班及び3室を置く。

教育管理班

教務班

第1教官室

第2教官室

研究室

（教育管理班）

第4条 教育管理班は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学生の教育訓練の計画及び分析に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育課の所掌事務で教務班、第1教官室、第2教官室及び研究室の所掌に属しない事項に関すること（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。)

（教務班）

第5条 教務班は、次に掲げる事務（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 学生の教育訓練に必要な記録及び統計に関すること。
- (2) 学生の教育訓練に必要な資料及び資材に関すること。

（第1教官室）

第6条 第1教官室は、主として統合運用に必要な作戦、防衛戦略、戦史等に係る教育訓練の実施に関する事務（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（第2教官室）

第7条 第2教官室は、主として統合運用に必要な補給、輸送、通信等に係る教育訓練の実施に関する事務（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（研究室）

第7条の2 研究室は、次に掲げる事務（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- (1) 調査研究の計画に関すること。
- (2) 調査研究の実施に関すること。
- (3) 調査研究に必要な記録及び統計に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、調査研究に関すること。

（国際平和協力センター）

第8条 国際平和協力センターに、総務グループ及び教育・研究室を置く。

（総務グループ）

第9条 総務グループは、次に掲げる事務のうち自衛隊法（昭和29年法律第165号）

第3条第2項第2号の自衛隊の活動（以下「国際平和協力活動」という。）に関するものをつかさどる。

- (1) 広報に関すること。
- (2) 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 物品の管理に関すること。
- (4) 教育訓練及び調査研究に関する資料の収集、整理及び保管に関すること。
- (5) 国際交流に関すること。

（教育・研究室）

第10条 教育・研究室は、次に掲げる事務のうち国際平和協力活動に関するものをつかさどる。

- (1) 学生の教育訓練の計画及び分析に関すること。
- (2) 学生の教育訓練に必要な記録及び統計に関すること。
- (3) 学生の教育訓練に必要な資料及び資材に関すること。
- (4) 統合運用に必要な教育訓練の実施に関すること。
- (5) 調査研究の計画に関すること。
- (6) 調査研究の実施に関すること。
- (7) 調査研究に必要な記録及び統計に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育訓練及び調査研究に関すること。

（国際交流専門官）

第11条 企画室に、国際交流専門官1人を置く。

- 2 国際交流専門官は、企画室長の命を受け、外国人の教育訓練の受託及び国際交流に関する事務（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）に従事する。

（企画・監理専門官）

第12条 企画室に、企画・監理専門官1人を置く。

- 2 企画・監理専門官は、企画室長の命を受け、校務の運営に関する企画及び調整に関する事務並びに業務の運営の改善に関する事務に従事する。

（情報保証専門官）

第13条 総務課総務班に、情報保証専門官1人を置く。

- 2 情報保証専門官は、総務班長の命を受け、情報保証に関する事務に従事する。

（学校教官）

第14条 教育課第1教官室及び第2教官室に、学校教官を置く。

- 2 学校教官は、教官室長の命を受け、学生の教育訓練（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。）を行う。

（総括主任研究官）

第15条 教育課研究室に、総括主任研究官1人を置く。

- 2 総括主任研究官は、研究室長の命を受け、次条の主任研究官及び第17条の研究員の事務を総括するほか、特定の重要な事項に関する調査研究（国際平和協力センターの所掌に属するものを除く。次条及び第17条において同じ）に従事する。

（主任研究官）

第16条 教育課研究室に、主任研究官3人を置く。

- 2 主任研究官は、研究室長の命を受け、特定の重要な事項に関する調査研究に従事する。

（研究員）

第17条 教育課研究室に、研究員を置く。

2 研究員は、研究室長の命を受け、調査研究に従事する。
(国際交流専門官)

第18条 国際平和協力センター総務グループに、国際交流専門官 1 人を置く。

2 国際交流専門官は、総務グループ長の命を受け、外国人の教育訓練の受託及び国際交流に関する事務（国際平和協力活動に関するものに限る。）に従事する。
(補給管理専門官)

第19条 国際平和協力センター総務グループに、補給管理専門官 1 人を置く。

2 補給管理専門官は、総務グループ長の命を受け、物品の管理に関する事務のうち国際平和協力活動に関するものに従事する。
(教材管理専門官)

第20条 国際平和協力センター教育・研究室に、教材管理専門官 1 人を置く。

2 教材管理専門官は、教育・研究室長の命を受け、学生の教育訓練に必要な資料及び資料に関する事務のうち国際平和協力活動に関するものに従事する。
(主任研究官)

第21条 国際平和協力センター教育・研究室に、主任研究官 2 人を置く。

2 主任研究官は、教育・研究室長の命を受け、特定の重要な事項に関する調査研究（国際平和協力活動に関するものに限る。次条及び第 23 条において同じ。）に従事する。
(研究員)

第22条 国際平和協力センター教育・研究室に、研究員を置く。

2 研究員は、教育・研究室長の命を受け、調査研究に従事する。
(総括主任研究官)

第23条 国際平和協力センターに、総括主任研究官 1 人を置く。

2 総括主任研究官は、国際平和協力センター長の命を受け、前 2 条の主任研究官及び研究員の事務を総括するほか、特定の重要な事項に関する調査研究に従事する。
(室長、班長及びグループ長)

第24条 室に室長を、班に班長を、グループにグループ長を置く。

2 室長、班長及びグループ長は、課長又はセンター長の命を受け、それぞれ室務、班務及びグループの事務を掌理する。
(委任規定)

第25条 この訓令に定めるもののほか、学校の課及び室並びに国際平和協力センターの内部組織に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この訓令は、昭和37年10月12日から施行する。

附 則（昭和57年 4 月 6 日庁訓第15号）

この訓令は、昭和57年 4 月 6 日から施行する。

附 則（昭和59年 4 月11日庁訓第22号）

この訓令は、昭和59年 4 月11日から施行する。

附 則（昭和60年 4 月 6 日庁訓第22号）

この訓令は、昭和60年 4 月 6 日から施行する。

附 則（昭和62年 5 月21日庁訓第20号）

この訓令は、昭和62年 5 月21日から施行する。

附 則（昭和63年 4 月 8 日庁訓第18号）

この訓令は、昭和63年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成11年 3 月31日庁訓第31号）

この訓令は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月30日庁訓第41号）

この訓令は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月27日庁訓第40号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成21年 3 月27日省訓第22号）

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月25日省訓第 8 号）

この訓令は、平成22年 3 月26日から施行する。

附 則（平成22年 4 月 1 日省訓第15号）

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月28日省訓第 8 号）

この訓令は、平成23年 3 月28日から施行する。

附 則（平成24年 7 月27日省訓第28号）

この訓令は、平成24年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月24日省訓第 3 号）

この訓令は、平成27年 3 月26日から施行する。

附 則（平成27年 4 月10日省訓第20号）

この訓令は、平成27年 4 月10日から施行する。